

東北生活文化大学学則

平成 29 年 4 月 1 日 施行

第 1 章 目的及び使命

第 1 条 東北生活文化大学（以下「本学」という。）は、三島学園建学の精神に基づいて、我が国の生活文化の向上を図るため、学術の中心として、幅広い教養を受けるとともに、深く生活と文化に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、社会に貢献する人間性豊かな人材を育成することを目的とし、使命とする。

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行いつつ現代生活に適応する科学的知識と技量の向上に努める。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

第 2 章 学部、学科、修業年限及び学生定員

第 3 条 本学に、家政学部を置く。

2 家政学部は、広く教養を培い、生活文化形成の要素としての家政学と生活美術について、実際の生活様式という視点から深く学習し、その向上を目指して探求することを教学の指針とする。

第 4 条 家政学部の修業年限は、4 年とする。

2 在学年限は、8 年を越えることができない。

第 5 条 家政学部は、次の二学科を置く。

家政学科

生活美術学科

2 家政学科は、本学の伝統的な家政学の修学を基本とし、その科学的追究と実験、実習を通して、生活科学への探究心を備えた人材を育成することを目的とする。

3 生活美術学科は、生活と美の融合を志向する独創性豊かな創造者と指導者を育成することを目的とする。

4 家政学科は、次の二専攻を置く。

服飾文化専攻

健康栄養学専攻

5 服飾文化専攻は、服飾と生活に関して科学と文化の両面から追究し、服飾産業の発展と生活文化の向上に寄与する人材を育成することを目的とする。

健康栄養学専攻は、栄養士と管理栄養士の養成を目的とした教育課程により、医療、福祉、保健分野等において、食生活の面から健康を守る人材を育成することを目的とする。

6 学科並びに学科に置く専攻の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	3 年次 編入学定員	収容定員
家 政 学 科	68 人	2 人	276 人
服飾文化専攻	(28 人)		(112 人)
健康栄養学専攻	(40 人)	(2 人)	(164 人)
生活美術学科	40 人		160 人

表中括弧を付したものは、専攻の定員で内数である。

第 3 章 学年、学期、授業期間及び休業日

第 6 条 学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日までとする。

第 7 条 学年を次の 2 期に分ける。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

第8条 本学における1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第9条 本学における休業日を次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 本学創立記念日 10月27日
- (4) 春 季 休 業 3月10日から4月4日まで
- (5) 夏 季 休 業 8月1日から9月18日まで
- (6) 冬 季 休 業 12月25日から翌年1月6日まで

ただし、学長が必要と認めたときは、臨時に休業日を設け、または休業日を変更することができる。

第4章 教育課程及び履修方法等

第10条 本学において開設する授業科目及びその単位数は、別表Ⅰのとおりとする。

第11条 本学における授業は、15週をもって1期間とする。

2 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果・授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とすることがある。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、課題研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第12条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第13条 授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画は、学生にあらかじめ明示する。

2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

3 前項の基準は、別に定める。

第14条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が履修すべき単位数については、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める。

2 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

第15条 本学において教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目のうち修得した単位については、60単位を超えない範

囲で本学における授業科目の履修により修得したものとしてみなすことができる。

3 前二項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

第 16 条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第 2 項及び第 3 項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、60 単位を超えないものとする。

第 17 条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前二項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 15 条第 2 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）及び前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。ただし、修業年限の短縮は、行わない。

第 18 条 学生が、職業を有している等の事情により、第 4 条第 1 項に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることがある。

2 前項の規定により長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）が、その長期履修を認められた期間の延長又は短縮を願い出たときは、これを認めることがある。

3 前二項の規定により長期履修を認める期間は、8 年以内とする。

4 前三項に定めるもののほか、長期履修の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

第 19 条 本学は、各授業科目の履修者に対し、授業科目毎に試験の上、単位を授与する。

第 20 条 授業科目の試験の成績は、S、A、B、C、D の評語をもって評価し、評価 S、A、B、C は合格とし、D は不合格とする。

2 前項の評価の区分並びに再試験及び追試験については、別に定める。

第 5 章 卒業及び学位

第 21 条 本学に 4 年以上在学し、124 単位以上修得した者について、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定より卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第 12 条第 2 項の授業の方法により修得する単位数は、60 単位を超えないものとする。

第 22 条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。学士学位の専攻分野の名称は、家政学科については、家政、生活美術学科については、生活美術とする。

第 23 条 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法並びに同法施行規則に定める授業科目について必要な単位を別表 I の 7 及び 8 により修得しなければならない。

2 本学において取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりである。

(1) 家政学科卒業者

服飾文化専攻

高等学校教諭一種免許状（家庭）

中学校教諭一種免許状（家庭）

健康栄養学専攻

栄養教諭一種免許状

(2) 生活美術学科卒業者

高等学校教諭一種免許状（美術）（工芸）

中学校教諭一種免許状（美術）

第 24 条 学芸員の資格を得ようとする者は、博物館法並びに同法施行規則に定める科目について必要な単位を別表Ⅰの 9 により修得しなければならない。

第 25 条 健康栄養学専攻の学生で栄養士の資格又は管理栄養士国家試験の受験資格を得ようとする者は、栄養士法、並びに同法施行規則及び管理栄養士学校指定規則による栄養士又は管理栄養士養成に関する科目について必要な単位を別表Ⅰの 5 により修得しなければならない。

第 6 章 入学、編入学、転入学、再入学、転学科・転専攻、転学、休学、復学及び退学

第 26 条 入学は、学年始めとする。ただし、再入学については、学期の始めとすることができる。

第 27 条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者

2 入学を志願する者には、入学試験を行い、合格者を定める。

第 28 条 次の各号の一に該当する者で、本学に編入学を志願する者があるときは、選考の上、学長が相当年次に編入学を許可することがある。

- (1) 大学に 2 年以上在学し、62 単位以上を修得した者
- (2) 短期大学卒業者
- (3) 高等専門学校卒業者
- (4) 専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。）
- (5) 外国において、学校教育における 14 年以上の課程を修了した者
- (6) その他前各号と同等以上の学力があると認められる者

第 29 条 大学の 2 年を修了した者で転入学を志願するものがあるときは、選考の上、学長が相当年次に転入学を許可することがある。

第 30 条 入学、編入学又は転入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。

第 31 条 入学試験に合格した者又は編入学若しくは転入学の選考に合格した者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学金、授業料及びその他の学生納付金（以下「入学金等」という。）を納入しなければならない。

2 所定の期日までに前項の書類を提出し、かつ入学金等を納入した者に、学長が入学、編入学又は転入学を許可する。

第 32 条 本学を退学した者で再入学を志願する者があるときは、選考の上、学長が相当年次

に再入学を許可することがある。

2 第 30 条並びに前条第 1 項及び第 2 項の規定は、再入学を志願する者又は再入学の選考に合格した者に準用する。

第 33 条 転学科又は学科内での転専攻を志願する者があるときは、選考の上学長が相当年次に転学科又は転専攻を許可することがある。

第 34 条 他の大学へ転学しようとする者は、願い出て、学長の許可を得なければならない。

第 35 条 病気その他止むを得ない事由により、3 ヶ月以上修学することができない者は、休学を願い出ることができる。

2 休学期間は、2 年以内とし、在学年数に算入しない。

第 36 条 休学期間が満了したときは、復学しなければならない。

2 休学期間中にその事由が止んだときは、復学を願い出ることができる。

第 37 条 病気その他の事由により修学が不適当と認められる者に対しては、学長が休学を命ずることがある。

2 休学期間中にその事由が止んだときは、復学を命ずる。

第 38 条 病気その他止むを得ない事由により退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

第 7 章 入学検定料並びに入学金、授業料及びその他の学生納付金

第 39 条 入学検定料並びに入学金、授業料及びその他の学生納付金の額は、別表第Ⅱのとおりとする。

2 授業料及びその他の学生納付金（以下「授業料等」という。）は、前期及び後期にそれぞれその年額の 2 分の 1 に相当する額を、前期にあつては 4 月末日までに、後期にあつては 10 月末日までに納入しなければならない。

3 長期履修学生の授業料等の年額は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料等の額に第 4 条第 1 項の修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修を認められた期間の年数で除した額とする。

4 長期履修学生で、第 18 条第 2 項の規定により在学期間の延長又は短縮を認められたものの授業料等の扱いについては、別に定める。

第 40 条 前条第 1 項の学生納付金のほか、学生は別に定める諸会費等を納入しなければならない。

第 41 条 前期又は後期の中途において復学した者は、復学した月の属する当該期分の授業料等を、復学した月に納入しなければならない。

第 42 条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月の属する当該期分の授業料等を納入しなければならない。

第 43 条 前期又は後期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料等は、徴収する。

2 停学期間中の授業料等は、徴収する。

第 44 条 休学を許可され又は命ぜられた者については、当該期間中の授業料等を免除する。

2 前期又は後期の途中で休学を許可され又は命ぜられた者の当該期分の授業料等は、徴収する。

第 45 条 納入した入学検定料、入学金及び授業料等は、返還しない。ただし、一般入学試験に合格して授業料等を納付した者が、入学前年度の 3 月 31 日までに所定の書類により入学辞退を申し出た場合は、その者の申出により授業料等相当額を返還する。

第 8 章 賞罰及び除籍

第 46 条 学生で他の模範となる行為のあったときは、学長がこれを褒賞する。

第 47 条 学生でその本分に違背する行為のあったときは、学長がこれを懲戒する。

2 懲戒を分けて譴責、謹慎、停学及び退学とする。

3 次の各号の一に該当する者に対しては、退学を命ずることがある。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

- (2) 正当の理由がなくて出席常でない者
 - (3) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 第 48 条 学生で次の各号の一に該当する者は、学長がこれを除籍する。
- (1) 第 4 条第 2 項又は第 18 条第 3 項に定める在学年限を超えた者
 - (2) 授業料等を 3 ヶ月以上滞納し、納入の見込がないと認められる者

第 9 章 職 員

第 49 条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。

第 10 章 教授会

第 50 条 本学に、教授会を置く。

2 教授会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

第 11 章 科目等履修生、研究生、外国人学生、委託生及び特別聴講学生

第 51 条 本学の授業科目について履修を志願する者があるときは、学生の教育に支障のない限り、科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生を志願する者は、所定の書類に別表Ⅲに定める額の入学検定料を添えて願い出るものとする。

3 科目等履修生は、別表Ⅲに定める額の授業料を納入しなければならない。

4 科目等履修生の単位の授与については、第 19 条の規定を準用する。

5 前各項に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

第 52 条 本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育・研究に支障のない限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生を志願する者は、所定の書類に別表Ⅲに定める額の入学検定料を添えて願い出るものとする。

3 研究生として入学を許可された者は、別表Ⅲに定める額の入学金を納入しなければならない。

4 研究生は、別表Ⅲに定める額の授業料を納入しなければならない。

5 前三項に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、別に定める。

第 53 条 外国人で入学（編入学、転入学、再入学を含む）を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

2 前項の選考の方法は、別に定める。

第 54 条 国・地方公共団体又は教育機関から推薦された者で、特定の授業科目について研究する者を委託生として入学を許可することがある。

2 委託生は、別表Ⅲに定める額の研究料を納入しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、委託生に関し必要な事項は、別に定める。

第 55 条 本学において他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議に基づき、当該他大学等の学生に特別聴講学生として本学の授業科目を履修させることがある。

2 前項に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

第 56 条 科目等履修生、外国人学生、委託生及び特別聴講学生には、別段の定めがない限り、この学則の規定を準用する。ただし、科目等履修生及び特別聴講学生には、第 21 条の規定は、適用しない。

第 12 章 公開講座

第 57 条 本学は、公開講座を開講することがある。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 図書館

第58条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

第14章 厚生保健施設

第59条 本学に保健室、体育館、学生集会所を置く。

2 これらに関する規程は、別に定める。

附 則

(省略)

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前に入学、編入学及び転学科・転専攻した者の教育課程については、改正後の別表Ⅰの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成20年5月24日から施行する。
- 2 平成20年度以前に入学、編入学及び転入学した者の授業料は、改正後の別表Ⅱの規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前に入学、編入学及び転学科・転専攻した者(別表Ⅰの4及び8により履修する者を除く。)の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表Ⅰの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条の2第1項の規定は、平成22年度に入学する者から適用する。
- 3 平成22年度以後に編入学、転入学又は再入学する者の改正後の第13条の2第1項の規定の適用は、編入学、転入学又は再入学を許可された年次に在学する者の例による。
- 4 平成21年度以前に入学、編入学及び転学科・転専攻した者の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表Ⅰの1、4及び7の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前に入学、編入学及び転学科・転専攻した者の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表Ⅰの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に入学した者の博物館に関する科目の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表Ⅰの9の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に入学、編入学及び転学科・転専攻した者の授業科目、単位数、履修方法

等については、改正後の別表Ⅰ(9. 博物館に関する科目を除く)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年度以前に入学、編入学及び転学科・転専攻した者の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表Ⅰの 1 から 6 及び 9 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年度以前に入学、編入学及び転学科・転専攻した者の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表Ⅰの 1 から 6 及び 9 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年度以前に入学、編入学及び転学科・転専攻した者の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表Ⅰの 1 から 6 及び 9 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 18 条第 1 項から第 3 項までの規定は、平成 27 年度に入学する者から適用する。
- 2 家政学科並びに家政学科服飾文化専攻及び家政学科健康栄養学専攻の入学定員、3 年次編入学定員及び収容定員は、改正後の第 5 条第 6 項の規定にかかわらず、平成 27 年度から平成 29 年度までの間、次の表に掲げるとおりとする。

学 科	平成 2 7 年度			学 科	平成 2 8 年度		
	入学定員	3 年次編入学定員	収容定員		入学定員	3 年次編入学定員	収容定員
家政学科	68 人	2 人	280 人	家政学科	68 人	2 人	280 人
服飾文化専攻	(28 人)		(118 人)	服飾文化専攻	(28 人)		(118 人)
健康栄養学専攻	(40 人)	(2 人)	(162 人)	健康栄養学専攻	(40 人)	(2 人)	(162 人)

学 科	平成 2 9 年度		
	入学定員	3 年次編入学定員	収容定員
家政学科	68 人	2 人	278 人
服飾文化専攻	(28 人)		(114 人)
健康栄養学専攻	(40 人)	(2 人)	(164 人)

- 3 平成 27 年度以前に入学した者の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表Ⅰの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年度以前に入学した者の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表Ⅰの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度以前に入学した者の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表Ⅰの 1, 2 及び 6 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 I

1. 家政学部共通教養科目

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
人間と自然科学	化 学 I		2	健専 (必)
	化 学 II		2	健専 (必)
	有 機 化 学 I		2	健専 (必)
	有 機 化 学 II		2	健専 (必)
	生 物 学 I		2	健専 (必)
	生 物 学 II		2	健専 (必)
	統 計 学		2	健専 (必)
	数 学		2	
	環 境 学		2	
人 間 と 社 会	経 済 学		2	
	社 会 学 I		2	
	社 会 学 II		2	
	歴 史 I		2	
	歴 史 II		2	
	日 本 国 憲 法	2		
	法 学 概 説		2	
人 間 と 文 化	哲 学 I		2	
	哲 学 II		2	
	心 理 学 I		2	
	心 理 学 II		2	
言語とコミュニケーション	英 語 I		2	服専・健専 (必)
	英 語 II		2	健専 (必)
	英 会 話 I		1	服専・健専 (必)
	英 会 話 II		1	
	仏 語 I		1	
	仏 語 II		1	
	中 国 語		1	
	日 本 語 基 礎		2	
	国 語 表 現 法		2	
	情 報 基 礎 学		2	

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
健康とスポーツ	ス ポ ー ツ		2	
	武 道		1	
キャリア形成	ス タ デ ィ ス キ ル ズ	1		
	ラ イ フ デ ザ イ ン	1		
	キ ャ リ ア 開 発 I		1	
	キ ャ リ ア 開 発 II		1	
	キ ャ リ ア 開 発 III		1	
	キ ャ リ ア 開 発 IV		1	
	キ ャ リ ア サ ポ ー ト I		1	
	キ ャ リ ア サ ポ ー ト II		1	
合 計		4	62	

備考欄に「服専・健専（必）」又は「健専（必）」とある授業科目は、服飾文化専攻の学生、健康栄養学専攻の学生は必修である。

2. 家政学科服飾文化専攻・生活美術学科共通教養科目

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
人 間 と 文 化	美術		2	
	美術史Ⅰ		2	
	美術史Ⅱ		2	
	生活文化論		2	
健康とスポーツ	スポーツ身体科学		2	
合 計			10	

3. 家政学部基幹科目

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
家 政 学 原 論		2		
家 族 関 係 学			2	
家 庭 経 営 学 （ 家 庭 経 済 学 を 含 む ）			2	
合 計		2	4	

生活美術学科の学生は、選択科目から1科目以上履修し、単位を修得しなければならない。

4. 家政学科服飾文化専攻専攻科目

科 目		単位数		
		必修	選択	
生 活 文 化	消 費 生 活 論	2		
	社 会 福 祉 論		2	
	地 域 文 化 論		2	
服 飾 文 化	服 飾 文 化 論	2		
	被 服 学	2		
	色 彩 学		2	
	服 飾 史 I		2	
	服 飾 史 II		2	
被服企画・造形	被 服 機 構 ・ 衛 生 学	2		
	スタートアップソーイング	1		
	被服造形基礎・パターンメイキング I	2		
	被服造形基礎・パターンメイキング II	2		
	被 服 造 形 実 習 I		1	
	被 服 造 形 実 習 II		1	
	被 服 造 形 実 習 III		2	
	ド レ ー ピ ン グ		1	
	被 服 平 面 造 形 学	2		
	被 服 平 面 造 形 実 習 I		1	
	被 服 平 面 造 形 実 習 II		1	
	フ ァ ッ シ ョ ン デ ザ イン		2	
	フ ァ ッ シ ョ ン デ ザ イン 画		1	
	ア パ レ ル 設 計 ・ 生 産 論		2	
	ア パ レ ル 生 産 実 習		1	
	ア パ レ ル 企 画 設 計 演 習		2	
	ア パ レ ル C A D I	1		
	ア パ レ ル C A D II		2	
	服飾工芸・造形（服飾手芸） I		1	
	服飾工芸・造形（服飾手芸） II		1	
	服飾工芸・造形（織物） III		1	

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
被服材料・ 加工・整理	被 服 織 維 学	2		
	被 服 材 料 学	2		
	被 服 織 維 学 実 験	1		
	被 服 材 料 学 実 験	1		
	被 服 整 理 学	2		
	被 服 整 理 学 実 験	1		
	染 色 加 工 学		2	
	染 色 加 工 学 実 験		1	
	染 色 学 実 習		2	
	テキスタイルデザインⅠ		1	
	テキスタイルデザインⅡ		1	
流通・消費・ 情報	ファッションビジネス論		2	
	ケ ー ス ス タ デ ィ	1		
	フ ァ ッ シ ョ ン 販 売 論		2	
	コ ー デ ィ ネ ー ト 論		2	
	ファッションビジネス実務実習		1	
	マ ー ケ テ ィ ン グ 論		2	
	被 服 心 理 学		2	
	ア パ レ ル 感 性 工 学		2	
	情 報 処 理 Ⅰ		2	
	情 報 処 理 Ⅱ		2	
関連科目	食 品 学 総 論		2	
	食 品 学 各 論		2	
	基 礎 栄 養 学		2	
	栄 養 生 化 学		2	
	調 理 科 学 論		2	
	基 礎 調 理 学 実 習 Ⅰ		1	
	基 礎 調 理 学 実 習 Ⅱ		1	
	食 文 化 論		2	
	食 生 活 論		2	
	住 居 学（製図を含む）		2	

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
関連科目	住 居 デ ザ イ ン		2	
	住 文 化 論		2	
	保育学（実習及び家庭看護を含む）		2	
	家 庭 電 気 ・ 機 械		2	
	衛 生 学		2	
	学校保健（学校安全及び救急処置を含む）		2	
	小 児 保 健		4	
家 政 特 別 講 義 I			2	
家 政 特 別 講 義 II		2		
家 政 特 別 講 義 III			2	
家 政 特 別 講 義 IV			2	
課 題 研 究 I		2		
課 題 研 究 II			4	
合 計		30	98	

5. 家政学科健康栄養学専攻専攻科目

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
社会・環境と健康	社 会 福 祉 論	2		管栄（必）
	公 衆 衛 生 学 I	2		
	公 衆 衛 生 学 II		2	
	健 康 管 理 概 論	2		
人体の構造と機能 及び疾病の成り立ち	解 剖 生 理 学 I	2		管栄（必）
	解 剖 生 理 学 II		2	
	運 動 生 理 学	2		
	微 生 物 学	2		
	生 化 学 I	2		
	生 化 学 II	2		
	病 理 学			
	解 剖 生 理 学 実 験			

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
栄 養 教 育 論	食 生 活 論	2		
	栄 養 教 育 論	2		
	栄 養 指 導 論	2		
	保 健 栄 養 学	2		
	栄 養 情 報 処 理 演 習	1		
	栄 養 指 導 論 実 習	1		
臨 床 栄 養 学	臨 床 栄 養 学 I	2		
	臨 床 栄 養 学 II		2	管栄 (必)
	臨 床 栄 養 指 導 論 I		2	管栄 (必)・栄 (必)
	臨 床 栄 養 指 導 論 II		2	管栄 (必)
	臨 床 栄 養 学 実 習 I		1	管栄 (必)・栄 (必)
	臨 床 栄 養 学 実 習 II		1	管栄 (必)・栄 (必)
公 衆 栄 養 学	公 衆 栄 養 学	2		
	公 衆 栄 養 学 実 習		1	管栄 (必)・栄 (必)
	地 域 栄 養 活 動 演 習 I		1	管栄 (必)
	地 域 栄 養 活 動 演 習 II		1	管栄 (必)
給食経営管理論	給 食 管 理 学	2		
	給 食 経 営 学		2	管栄 (必)
	給 食 管 理 実 習 I	1		
	給 食 管 理 実 習 II		1	管栄 (必)・栄 (必)
総 合 演 習	健 康 栄 養 学 総 合 演 習 I		1	管栄 (必)・栄 (必)
	健 康 栄 養 学 総 合 演 習 II		1	管栄 (必)・栄 (必)
	健 康 栄 養 学 総 合 演 習 III		1	管栄 (必)
臨 地 実 習	給 食 管 理 臨 地 実 習 I		1	管栄 (必)・栄 (必)
	給 食 管 理 臨 地 実 習 II		1	
	臨 床 栄 養 学 臨 地 実 習 I		1	管栄 (必)
	臨 床 栄 養 学 臨 地 実 習 II		1	
	公 衆 栄 養 学 臨 地 実 習 I		1	管栄 (必)
	公 衆 栄 養 学 臨 地 実 習 II		1	

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
関 連 科 目	被 服 学		2	
	被 服 造 形 実 習 I		1	
	被 服 造 形 実 習 II		1	
	住 居 学（製図を含む）		2	
	保育学（実習及び家庭看護を含む）		2	
	家 庭 電 気 ・ 機 械		2	
	情 報 処 理 I		2	
	消 費 生 活 論		2	
	学 校 栄 養 指 導 論		2	
	学 校 食 育 概 論		2	
セ	ミ ナ ー I		1	
セ	ミ ナ ー II		1	
家 政 特 別 講 義	I		2	
家 政 特 別 講 義	II		2	
家 政 特 別 講 義	III		2	
課 題 研 究			6	
合 計		60	76	

備考欄に「栄」又は「管栄（必）」とある授業科目は、それぞれ栄養士の資格又は管理栄養士国家試験の受験資格を得ようとする場合は、必修である。

「臨地実習」領域の給食管理臨地実習Ⅰは、給食の運営に係る校外実習である。また、臨地実習は、各臨地実習Ⅰ（必）のほか、給食管理実習Ⅱ、公衆栄養学臨地実習Ⅱ、臨床栄養学臨地実習Ⅱのいずれかから1単位以上履修しなければならない。

6. 生活美術学科専攻科目

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
絵 画	絵画基礎Ⅰ（映像メディア表現を含む）	2		
	絵 画 基 礎 II		2	
	洋 画 I		2	
	洋 画 II		2	
	洋 画 III		2	
	日 本 画 I		2	
	日 本 画 II		2	

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
	日 本 画 III		2	
	版 画 I		2	
	版 画 II		2	
	版 画 III		2	
	壁 画 I		2	
	壁 画 II		2	
	壁 画 III		2	
彫 刻	彫 刻 基 礎 I	2		
	彫 刻 基 礎 II		2	
	彫 刻 I		2	
	彫 刻 II		2	
	彫 刻 III		2	
工 芸	工芸基礎Ⅰ（プロダクト制作を含む）	2		
	工芸基礎Ⅱ（プロダクト制作を含む）		2	
	木 工 I		2	
	木 工 II		2	
	木 工 III		2	
	陶 芸 I		2	
	陶 芸 II		2	
	陶 芸 III		2	
	漆 芸 I		2	
	漆 芸 II		2	
	漆 芸 III		2	
	染 織 I		2	
	染 織 II		2	
	染 織 III		2	
デ ザ イ ン	デ ザ イ ン 基 礎 ・ 平 面 I （映像メディア表現を含む）	2		
	デ ザ イ ン 基 礎 ・ 平 面 II		2	

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
デ ザ イ ン	デ ザ イ ン 基 礎 ・ 立 体 I	2		
	デ ザ イ ン 基 礎 ・ 立 体 II		2	
	視 覚 デ ザ イ ン I		2	
	視 覚 デ ザ イ ン II		2	
	視 覚 デ ザ イ ン III		2	
	情 報 デ ザ イ ン I		2	
	情 報 デ ザ イ ン II		2	
	情 報 デ ザ イ ン III		2	
	イ ン テ リ ア デ ザ イ ン I		1	
	イ ン テ リ ア デ ザ イ ン II		1	
美 術 理 論	生 活 美 術 概 論 I		2	
	生 活 美 術 概 論 II		2	
	情 報 設 計 概 論 I		2	
	情 報 設 計 概 論 II		2	
	デ ザ イ ン 概 論		2	
	美 学 I		2	
	美 学 II		2	
	美 術 鑑 賞 I		4	
	美 術 鑑 賞 II		2	
	色 彩 学 I		2	
	色 彩 学 II		2	
生 活 美 術 関 連 科 目	グ ラ ス ア ー ト I		2	
	グ ラ ス ア ー ト II		2	
	グ ラ ス ア ー ト III		2	
	人 形 I		2	
	人 形 II		2	
	人 形 III		2	
	マ ン ガ I		2	
	マ ン ガ II		2	
	マ ン ガ III		2	

科 目			単位数		
			必修	選択	
生活美術関連科目	製 図 I			2	備 講
	製 図 II			1	
	図 学 I			1	
	図 学 II			1	
	写 真 I			1	
	写 真 II			1	
美術教育関連科目	美術教諭試験対策講座 I			2	
	美術教諭試験対策講座 II			2	
	ア ー ト 支 援 I			2	
	ア ー ト 支 援 II			2	
卒 業 研 究	技 法 研 究 I - a		2		
	技 法 研 究 I - b			2	
	技 法 研 究 I - c			2	
	技 法 研 究 II - a		2		
	技 法 研 究 II - b			2	
	技 法 研 究 II - c			2	
	技 法 研 究 III - a			2	
	技 法 研 究 III - b			2	
	技 法 研 究 III - c			2	
	卒 業 研 究 I		6		
	卒 業 研 究 II		6		
	卒 業 研 究 特 別 講 義 I		1		
	卒 業 研 究 特 別 講 義 II		1		
生 活 美 術 特 別 講 義 I				1	
生 活 美 術 特 別 講 義 II				1	
生 活 美 術 特 別 講 義 III				1	
生 活 美 術 特 別 講 義 IV				1	
生 活 美 術 特 別 講 義 V				1	
生 活 美 術 特 別 講 義 VI				1	

合	計	28	154	
---	---	----	-----	--

7. 教職に関する科目

科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
教 職 概 論		2	
教 育 原 理		2	
教 育 心 理 学		2	
教 育 制 度 論		2	
教 育 課 程 論		2	
家 庭 科 教 育 法 I		4	
家 庭 科 教 育 法 II		4	
美 術 科 教 育 法 I		4	
美 術 科 教 育 法 II		4	
工 芸 科 教 育 法		4	
道 徳 教 育 の 指 導 法		2	
特 別 活 動 の 指 導 法		1	
教 育 方 法 論		2	
生徒指導の理論と方法A (進路指導の理論及び方法を含む)		2	
生 徒 指 導 の 理 論 と 方 法 B		2	
教 育 相 談		2	
教育実習 I (事前・事後指導を含む)		5	
教育実習 II (事前・事後指導を含む)		3	
栄 養 教 育 実 習 事 前 事 後 指 導		1	
栄 養 教 育 実 習		1	
教 職 実 践 演 習 (中 ・ 高)		2	
教 職 実 践 演 習 (栄 養 教 諭)		2	
合	計	55	

8. 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
日 本 国 憲 法	2		
ス ポ ー ツ		2	
英 語 I		2	
英 語 II		2	
英 会 話 I		1	
英 会 話 II		1	
情 報 基 礎 学		2	
合 計	2	10	

9. 博物館に関する科目

科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
生 涯 学 習 概 論		2	
博 物 館 概 論		2	
博 物 館 経 営 論		2	
博 物 館 資 料 論		2	
博 物 館 資 料 保 存 論		2	
博 物 館 展 示 論		2	
博 物 館 情 報 ・ メ デ ィ ア 論		2	
博 物 館 教 育 論		2	
博物館実習Ⅰ（学内・見学実習を含む。）		2	
博物館実習Ⅱ（館園実習）（事前・事後指導を含む。）		1	
歴 史 I		2	
歴 史 II		2	
生 活 文 化 論		2	
美 術 史 I		2	
美 術 史 II		2	
化 学 I		2	
生 物 学 I		2	
合 計		33	

別表Ⅱ 入学検定料、入学金、授業料及びその他の学生納付金

区 分		家政学科		生活美術学科
		服飾文化専攻	健康栄養学専攻	
入学検定料	大学入試センター試験利用以外	30,000 円	30,000 円	30,000 円
	大学入試センター試験利用 ※1	14,000 円	14,000 円	14,000 円
	大学入試センター試験利用 ※2	24,000 円	24,000 円	24,000 円
入学金		250,000 円	250,000 円	250,000 円
授業料（年額）		590,000 円	620,000 円	590,000 円
施設設備資金（年額）		180,000 円	180,000 円	180,000 円
教育充実費（年額）		170,000 円	170,000 円	170,000 円
実験・実習料（年額）		———	70,000 円	———

※1 大学入試センター試験利用：家政学科の一つの専攻又は生活美術学科に出願の場合

※2 大学入試センター試験利用：家政学科の二つの専攻又は家政学科の一つの専攻及び生活美術学科に出願の場合

別表Ⅲ 科目等履修生、研究生及び委託生の入学検定料、入学金、授業料及び研究料

	科目等履修生	研究生	委託生
入学検定料	30,000 円	30,000 円	———
入学金	———	50,000 円	———
授業料 （1単位相当につき）	講義科目 13,000 円 演習科目 15,000 円 実験・実習・実技科目 20,000 円	———	———
授業料（月額）	———	25,000 円	———
研究料（月額）	———	———	10,000 円